

ATC会議室利用申込書

アジア太平洋トレードセンター株式会社御中

申込日 年 月 日

※日付は必ずご記入ください

ご住所	〒				
貴社名			所属部署名		
ご担当者名	〒	TEL		メール	

ご請求先	請求先宛名				
	送付先住所	〒			
	貴社名			所属部署名	
	ご担当者名			支払条件	締め 払い
	TEL			メール	

会議・催事名					
利用内容	*具体的に内容をご記入ください。(前回企画書、チラシ、資料等があればご提出下さい。)				
利用室名 該当を○で 囲んでください	・B1(口型32席) ・B2(口型32席) ・B3(口型32席) ・B4 <ラウンジ> (固定20席) ・B5(スクール50席) ・B6<スイート>(固定12席) ・B7(スクール50席) ・B8(スクール50席) ・B9<多目的スペース>(固定席なし) ・B10<多目的スペース>(固定席なし) ・コンベンションルーム1(スクール150席) ・コンベンションルーム2(スクール120席)				
利用日時	西暦 年 月 日() <終日・半日> 《 日間》	半日利用時間 : ~ : 延長希望時間 : ~ :	基準利用時間 終日 9:00~17:00 半日 9:00~17:00の内 4時間利用		
貸出備品 別途利用料金 (消費税別)	・音響セット(コンベンション1固定):15,000円/日 ・天吊プロジェクター(コンベンション1固定):20,000円/日 ・音響セット(コンベンション2固定):10,000円/日 ・天吊プロジェクター(コンベンション2固定):15,000円/日 ・卓上型プロジェクター:15,000円/日 ・100インチスクリーン:2,000円/日(ポータブル) ・ポータブルマイクセット:3,000円/日(有線・ワイヤレスマイク各1本付) ・ホワイトボード追加:1,000円/日 ・机追加:300円/日 ・イス追加:200円/日 ・その他() ※数量に限りがありますのでご了承ください				
特記事項 (持込品等)					

以上のとおり、会議室の利用を申し込みます。
なお、利用にあたっては、ATCホール利用規定等を遵守します。

※以下の欄は記入しないでください

ID[]									

ATC会議室利用案内

【お申し込み方法】

- お申し込み手続き
会議室利用申込書に必要事項をご記入の上、Eメールまたは郵送にてお申し込みください。
なお、原則として仮申込みの受付はしていません。
- 受付
ご利用予定日の会議室基準利用料が税別20万円を超える場合は、1年前より受け付けいたします。
税別20万円以下の場合は、半年前より受け付けいたします。
受付時間は土・日・祝・休館日を除く(9:30~17:30)です。
- ご利用料
別紙利用料金表をご参照ください。
- お支払方法
■会議室基準利用料が税別10万円を超える場合
ご利用開始日の1週間前までに会議室基準利用料全額をお振込み下さい。
時間外利用料、備品利用料についてはご利用終了後に請求いたしますので、指定日までにお振込下さい。
■会議室基準利用料が税別10万円以下の場合
ご利用終了後に会議室基準利用料、時間外利用料、備品利用料等を含む請求書を送付いたしますので、指定日までにお振込み下さい。
- 利用の取消
利用申込書ご提出後の利用取消は以下のキャンセル料を申し受けます。

■ 会議室キャンセル料金

利用申込書ご提出後の利用取消は、会議室基準利用料に対し下記%のキャンセル料を申し受けます。

■ 会議室基準利用料が税別20万円を超える場合。またはATCホール連動利用の場合

利用会場	キャンセル申込日		
	1年前~181日前	180日前~31日前	30日前~利用開始日
全会議室共通	30%	50%	100%

■ 会議室基準利用料が税別20万円以下の場合

利用会場	キャンセル申込日
	7日前~利用開始日
全会議室共通	100%

6.利用の中止

次に該当する場合、ご利用を中止していただく場合がございます。
なおこれにより損害が生じた場合でも当社はその責任を負いません。

- 利用申込書に記載された内容と異なる場合
- 風紀または公の安全を乱したり、法律に違反する恐れがある場合
- 当社の指示に従わず当社が不相当と判断した場合

【ご利用方法】

レイアウト変更、準備、撤去はご利用時間内に行ってください。ご利用後は必ず原状復帰して下さい。
ゴミは終了時に1ヶ所に集めて下さい。ゴミの量によっては別途、ゴミ処理代をいただく場合があります。

(注)暴力団の利益になり、またはそのおそれがあると認められる場合は、利用を承諾しません。
また、利用承諾後において判明した場合は、利用の承諾の取消等を行います。
その際、確認のため、大阪市暴力団排除条例に基づき大阪府警察本部に照会することがあります。